



# 消費生活相談

## 新型コロナウイルス感染症に 便乗した悪徳商法に注意！【その3】

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

### 【事例 1】

自宅に「新型コロナウイルス感染症に効く薬が今なら2か月無料。これから家に持っていく」と電話があった。「家族に相談する」と答えたが不審に思う。

### 【事例 2】

役所職員を名乗るものから「新型コロナウイルス関連の助成金を配布する」と電話があり、口座番号やキャッシュカードの暗証番号を聞き出されそうになった。

### 【事例 3】

携帯電話会社から「新型コロナウイルスの支援として利用料金を1万円免除させていただきます。下記URLから手続きをしてください。」とメールが届いた。手続きはしていないが詐欺ではないか。

### ＜ひとことアドバイス＞

- ◆【事例 1】根拠のない効能や効果をうたって、広告したり、商品を販売したりすることは、法律に違反する行為です。新型コロナウイルス感染への不安に付け込んだ悪質な訪問販売と考えられます。きっぱりと断りましょう。
- ◆【事例 2】公的機関や銀行、携帯電話会社の職員になりすまして、お金をだまし取ろうとする詐欺の手口です。個人情報を聞かれても、伝えないようにしましょう。
- ◆【事例 3】メール本文中のURL や手続きボタンをクリックすると、口座番号などの個人情報を盗まれてしまうことがあります。言われるままに行動することは絶対にやめましょう。